

本人確認方法・書類	
<p>※【1】書類のいずれか一つ以上</p> <p>※【1】書類が提示できない場合は、【2-ア】書類いずれか一つ以上と【2-イ】のいずれか一つ以上の組み合わせ</p> <p>※【2-ア】書類のいずれか二つ以上</p> <p>※いずれも提示日に期限が有効であること</p>	<p>【1】運転免許証，在留カード，特別永住者証明書，個人番号カード，住民基本台帳カード（写真付き），旅券，運転経歴証明書，船員手帳，海技免状，小型船舶操縦免許証，猟銃・空気銃所持許可証，戦傷病者手帳，宅地建物取引士証，電気工事士免状，無線従事者免許証，認定電気工事従事者認定証，特種電気工事資格者認定証，耐空検査員の証，航空従事者技能証明書，運航管理者技能検定合格証明書，動力車操縦者運転免許証，教習資格認定証，警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書，身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳又は写真付公務員の身分証</p> <p>【2-ア】住民基本台帳カード（写真なし），国民健康保険被保険者証，健康保険被保険者証，船員保険被保険者証，介護保険被保険者証，共済組合員証，国民年金手帳，厚生年金保険年金証書，船員保険年金証書，共済年金証書，恩給証書，生活保護受給者証，後期高齢者医療費受給者証若しくは発行後1年以内の納税証明書，非課税証明書又は源泉徴収票</p> <p>【2-イ】学生証，法人が発行した身分証明書（国又は地方公共団体の機関が発行したものを除く。）若しくは国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（【1】に掲げる書類を除く。）で写真を貼り付けたもの，在学証明書，キャッシュカード，通帳又は診察券</p>

※「介護支援専門員証」については、【2-イ】国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（前号に掲げる書類を除く。）で写真を貼り付けたものに該当します。

【大崎市民生部高齢障がい福祉課 認定審査担当 TEL23-6125 FAX23-2418】